

令和7年度福岡県複数名訪問費用補助金（診療報酬及び介護報酬分） Q&A

No	内容	質 問	回 答
1	対象について	訪問系事業所すべてが対象となるか。	診療報酬及び介護報酬上、複数名訪問に係る加算制度がある事業所(※)が補助の対象となります。 ※福岡県内に所在する以下のサービスを提供する事業所 (医療)公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導 (介護)介護保険を利用する訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、 夜間対応型訪問介護
2		医療機関であるが、みなし訪問看護を行っている。この場合、対象となるか。	対象となります。
3		当法人は福岡県外に所在しているが、福岡県内で訪問介護事業所を運営している。この場合、福岡県内の事業所は対象となるか。	福岡県に所在する事業所については、対象となります。(対象となるサービスについては、No1をご確認ください。)
4		訪問看護事業所の所在地は福岡県外であるが、福岡県内利用者宅へ複数名訪問を行う。この場合、対象となるか。	福岡県内に所在する事業所に対する補助事業であるため、対象となりません。 (他県でも別の取組を実施している場合がありますので、事業所が所在する自治体へお問い合わせください。)
5		訪問歯科診療所の所在地は福岡県内であるが、福岡県外利用者宅へ複数名訪問を行う。この場合、対象となるか。	福岡県内に所在する事業所であれば、対象となります。
6	申請方法について	令和8年3月から5月にかけて複数名訪問をしたい場合、どのように申請すればいいか。	年度を跨ぐ場合は、交付申請を「3月訪問分」と「4～5月訪問分」の2回提出いただく必要があります。

令和7年度福岡県複数名訪問費用補助金（診療報酬及び介護報酬分） Q&A

No	内容	質 問	回 答
7	申請方法について	令和8年3月10日までが申請受付期間となっているが、令和8年3月10日以降の複数名訪問については申請できないということか。	申請受付期間内に、予定する複数名訪問の申請をすれば、令和8年3月10日から令和8年3月31日までの訪問であっても対象となります。ただし、令和8年4月以降に訪問予定の場合は、年度が変わるため、令和8年度（令和8年4月1日以降）に申請を行ったうえで、複数名訪問を行ってください。
8	申請方法について	暴力・ハラスメントの研修や基本方針の策定をこれから実施する予定であるが、補助金を申請していいか。	申請時に受講修了証書※及び基本方針の写しを提出する必要があります。研修や基本方針の策定を実施してから、申請してください。
9		令和7年4月1日以降に申請を予定しているが、暴力・ハラスメント対策研修は令和6年度中に受講している。令和6年度の研修受講修了証書を添付して申請していいか。	令和6年度に受領された受講修了証書を添付して申請していただいて差し支えありません。
10		当法人は訪問看護事業所を5か所運営している。この場合は法人単位で申請すべきか。	事業所単位で補助するものであるため、事業所単位で申請してください。
11	対象経費について	（医療） 訪問回数が制限されているが、事業所1か所当たりで考えるのか。	事業所単位ではなく、利用者（被保険者）1人当たりの回数制限です。
12		補助金の申請前に複数名訪問した場合、対象となるか。	対象になりません。申請日以降の複数名訪問が対象となります。
13	その他	（医療） 複数名精神科訪問看護は指示書の写しがあれば、複数名訪問の必要性について協議した書類を提出しなくてもいいか。	指示書以外の複数名訪問の必要性について協議した書類等も提出する必要があります。

令和7年度福岡県複数名訪問費用補助金（診療報酬及び介護報酬分） Q&A

No	内容	質 問	回 答
14	その他	複数名訪問の必要性について協議した書類とは、どのようなものか。	地域ケア会議やサービス担当者会議等で、「複数名訪問が必要であるが、利用者等からの同意を得ることが困難である」旨を協議したことが分かる資料（議事録など）のことを指します。会議を実施していない場合には、関係機関（病院、ケアマネジャー、地域包括支援センター等）と協議したことが分かる資料を提出してください。
15		利用者ごとに原則3か月間の補助であるが、関係機関を含め対策について協議したが、期間内に協議が調わなかった場合、補助期間の延長は可能か。	延長すべきかどうか個別に判断するため、担当課へ電話連絡をお願いします。
16		事業期間が1被保険者当たり3か月間であるが、なぜか。	暴力・ハラスメント事案について、関係機関等と連携し、今後の対策について検討する期間として、3か月間としています。
17		交付決定を受けた後に訪問回数が増えた（減った）場合、どうすればいいか。	個別に対応を判断するため、交付決定を受けた内容に変更の可能性がある場合は、お早めに担当課へ電話連絡をお願いします。